マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく登録講習機関から代表者及び役員の変更の届出があった件

○国土交通省告示第七百二十四号（平成二十六年七月八日）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から代表者及び役員の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

一　変更前の登録講習機関の代表者の氏名

亀本　和彦

二　変更後の登録講習機関の代表者の氏名

内藤　　勇

三　変更前の登録講習機関の役員の氏名

石田　和成　　亀本　和彦　　七搦　　晃

四　変更後の登録講習機関の役員の氏名

岡田順一郎　　森川　　誠　　山根　浩司

五　変更年月日　平成二十六年六月十八日